

質問・回答一覧

◇奨学事業全般に関して

Q：奨学金を返済する必要はありますか？

A：当財団の奨学金は給付型奨学金です。基本返済の必要はございません。

（当財団の規程に対して故意もしくは重大な過失による違約・違反が認められた場合は除く）

Q：奨学金の支給期間はいつまでですか？

A：原則として在学されている学校の正規修学期間を終了（卒業）されるまでとなります。

Q：奨学金の使途に指定はありますか？

A：指定等はありません。皆様の学びの支援にお役立ていただければ幸いです。

Q：他の奨学金と併用は可能ですか？

A：「公的な奨学金制度（日本学生支援機構 様含む）」「在籍されている学校による給付型奨学金、学費免除、貸与型奨学金」「その他民間を含む貸与型奨学金」との併用は可能ですが、上記以外の他の民間の奨学金制度による給付型奨学金との併給は不可としております。

Q：奨学金終了後に就職などの条件はありますか？

A：奨学生の卒業後に特定の企業や団体で働くなどの条件は、一切ございません。本人の自由とします。

◇応募について

Q：応募が可能な学校およびその学科・専攻・コース等について詳しく教えてください。

A：募集要項「奨学生の応募資格」の前提内容より、以下の条件を満たす方が応募可能となります。

- ・「神奈川県内の学校」とは→学んでいらっしゃる校舎の住所所在地が「神奈川県」であること。
- ・「食」とは→食品基礎、食品製造・加工、食品科学、食品開発、食品分析、食品衛生、食文化、食品流通、調理、栄養（栄養士、管理栄養士）及びそれらに準ずる知識や技術のこと。
- ・「農業」とは→総務大臣が定める統計基準「日本標準産業分類」における 大分類 A/中分類 01- 農業 に分類される業務及びそれらに準ずる知識や技術のこと。（林業、水産、獣医は含まれません。）
- ・「食又は農業に関連する分野を学ぶことができる学科・専攻・コース」とは
→その学科等が定めている主たる学習内容に「食」や「農業」を学ぶことが掲げられていること
（選択的に農業を履修できるなどは対象外になります。）

Q：応募書類は在籍する学校等を通じて提出が必要でしょうか？

A：募集は学校等を通じて実施いたしますが、応募書類の提出方法には制限を設けておりません。

ただし、提出書類には「学校長等の推薦書」が必要となりますので、所属されている学校のご担当者様とご相談いただき、学校を通じて応募されるか、個人で応募されるかをご確認ください。

Q：応募にあたって成績や学力の基準はありますか？

A：当財団の応募要件には学力の基準はございません。

Q：応募時の年齢や国籍に制限はありますか？

A：年齢・国籍ともに制限はございません。

Q：応募書類は返却されますか？

A：ご提出いただきました書類は返却いたしませんのでご了承ください。

なお、ご提出いただきます書類「個人情報取り扱いに関する同意書」に記載の通り、個人情報保護方針に基づき、ご提出いただいた書類や情報は厳正に管理・保管し、外部に漏れないよう努めております。

Q：親・保護者等が代理で応募できますか？

A：代理での応募はできません。ご本人の応募をお願いします。

Q：他の民間の給付型奨学金との併願は可能ですか？

A：併願は可能です。ただし、募集要項「奨学生の応募資格」に記載のとおり、併給は不可となります。

仮に他の民間の給付型奨学金を受給される場合は、速やかに当財団事務局までご連絡ください。

◇選考・結果について

Q：選考基準について教えてください。

A：募集要項「奨学生の応募資格」に記載しております事項を条件とし、下記内容を選考基準としております。

①食又は農業に関連する分野を学ぶ学生・生徒であること

②経済状況が真に奨学金を必要とする状況にあること

③志望理由、推薦理由の内容に留意すること

（優先順番で記載）

Q：選考方法について教えてください。

A：ご提出いただいた書類により、当財団の選考委員が基準に基づき、合議の上行います。

なお、書類選考のみで、面接などは行いません。

Q：選考結果はどのように連絡いただけますか。

A：募集要項「選考及び決定」に記載の期日までに、学校を経由してご本人にお伝えいたします。

なお、奨学生採用の可否に関わらず選考の詳細につきましては、公平性に留意し、一切お伝えいたしません。

◇受給決定後に関して

Q：奨学金受取口座は親・保護者等の口座を指定できますか？

A：本人名義の預貯金口座のみとさせていただきます。

Q：留学や休学等の場合、奨学金は支給されますか？

A：当財団の規程に従い、給付を休止・停止または廃止させていただくことになります。

詳しい条件は募集要項「奨学金の休止、停止又は廃止」をご参照ください。

Q：奨学金の返還を求められることはありますか？

A：当財団の規程に対して故意もしくは重大な過失による違約・違反が認められた場合のみ、当該奨学生に給付した奨学金の一部もしくは全部の返還を求める可能性がございます。

Q：奨学生となった後に課題などはありますか？

A：年に一度 4 月～5 月頃に、当財団書式の「生活状況報告書」（A 4 用紙一枚）と前学年末の成績証明書をご提出いただく予定です。

生活状況報告書には「奨学金受給の効果」「前年度の状況」「今年度の予定」などを記入いただきます。

Q：「奨学生の集い」など交流会等がありますか？

A：現在検討中です。開催が決定いたしましたらご案内させていただきます。

◇その他

Q：学校ホームページや募集要項などに掲載は可能ですか？

A：可能ですが、当財団の趣旨と齟齬などが無いか確認させていただくため、事前に事務局までご連絡をお願い致します。

Q：寄附をしたいのですが。

A：寄附申込書など必要書類を手配させていただきます。当財団事務局までご連絡お願い致します。

なお、当財団は公益財団法人の認定を受けておりますので、寄附金は税制上の優遇措置を受けることができます。

○個人の場合：税制上の優遇措置は所得控除のみとなります。

○法人の場合：特定公益増進法人等に対する寄附金として、一般寄附金とは別枠で損金算入が可能です。

詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

■No.1266 公益社団法人等に寄附をしたとき | 国税庁

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1266.htm>

■No.5283 特定公益増進法人に対する寄附金 | 国税庁

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5283.htm>

以上